


## 基本規 治の部 自治の部 第17条に基づき、 町民の公募を 八雲町自治基本 条例第17条に基づき、 委員の公募を します



### 八雲町総合開発委員会を 公募します

八雲町総合開発委員会は、町長の附属機関として、八雲町の産業経済、福祉、教育など住民福祉の向上に資する各種の政策について総合的に審議し、意見を具申する機関として設置するものです。

八雲町総合計画の推進や町が実施する各種施策に対し、町民の幅広い意見を取り入れ、町民に開かれた行政を推進するため、八雲町自治基本条例第17条に基づき、次のとおり「八雲町総合開発委員会」の一部を公募します。

特定社会保険労務士  
ナカムラ 労働管理事務所  
就業規則・給与計算・労災・雇用保険

http://www.nakamura-jinshuho.biz

八雲町本町 147-2  
☎(0137)62-2804

広告

【公募人数】 5名程度  
【応募資格】 八雲町にお住まいの方で、平成30年1月1日現在において満20歳以上の方。  
【任期】 2年間  
(平成30年2月1日～平成32年1月31日)

【応募期間】 平成30年1月15日(月)12月15日(金)まで  
【報酬】 日額 5,600円  
【その他】


応募多数の場合は、抽選により決定します。  
会議は、年2～3回程度の開催を予定しています。  
【申し込み・問い合わせ先】  
企画振興課企画係  
☎0137-64-2300

### 委員の募集結果

○八雲町青少年問題協議会  
委員

・公募人数	1名
・公募結果	0名

## 基本規 治の部 自治の部 第14条に基づき、 町民皆さまざま から意見を 公募します



### 第二期八雲町教育推進 計画(前期)について

1、募集の趣旨  
平成19年に八雲町教育目標を基本理念に策定した「第一期八雲町教育推進計画」が、期間終了することに伴い、この先10年間の教育行政の指針となる「第二期八雲町教育推進計画」の前期5カ年の計画を平成27年度から平成29年度にかけて策定を行ってまいります。

「第二期八雲町教育推進計画」は変化の激しい未来において、自らの人生を切り拓き人生を力強く生き抜く八雲町の子ども達を育成するために、学校、保護者、地域と行政が一体となって教育を推進する方策を示したものです。

本計画策定にあたり、計画をより良いものとするために、広く町民の皆さまから意見を募集します。

2、意見の募集期間  
平成30年1月17日(水)12月18日(月)まで

3、提出できる方  
年齢制限はありません。  
①町内に住所を有する方  
②住所を有してなくても、町内の事業所などで働いているまたは学んでいる方  
③町内で活動する法人、団体

4、資料の入手方法・提出方法  
【入手方法】  
・町ホームページからのダウンロード  
・次の場所への備え付け  
総務課総務係、公民館、熊石教育事務所、落部支所

【提出方法】  
・書面の持参  
・書面の郵送  
(備え付けと同様)  
〒049-3112  
八雲町末広町154番地  
八雲町教育委員会  
学校教育課宛

5、留意事項  
意見の提出にあたっては、書面に必ず、住所、氏名(法人その他の団体の場合は、名称および代表者名)、電話番号、3-②に該当する方は、事業所または学校の名称の記載をお願いします。記載がない場合や電話での受け付けは

できませんのでご注意ください。  
※個人情報、本件の内部管理のみに使用します。提出意見および検討結果の公表にあたっては、個人情報を公表することはありません。

【問い合わせ先】  
八雲町教育委員会  
学校教育課  
☎0137-6463-3131  
☎0137-6463-3848  
電子メール  
gakkyo@town.yakumo.lg.jp

### 広報やくも広告募集中

①たて10.0cm×よこ17.0cm	月額 (町内業者) 20,570円
②たて 5.0cm×よこ17.0cm	月額 (町内業者) 10,280円
③たて 5.0cm×よこ 8.5cm	月額 (町内業者) 5,140円
④たて 5.0cm×よこ 2.0cm	月額 (町内業者) 1,540円

詳しくは、企画振興課協働推進係まで